

令和7年度学校給食のしおり



このしおりは学校給食の仕組みや学校給食の提供内容を変更する際の手続き方法についてご案内するものです。保護者様においては、このしおりを一年間大切に保管いただき、必要な手続きに漏れがないようにお願いいたします。

越谷市教育委員会

学校教育部 給食課

1 越谷市の学校給食の事業目的及び事業目標について

《目的》

児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的としています。

《目標》

学校給食法第2条に基づき、学校給食については教育の目的を実現するために以下を目標としています。

- (1) 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図る。
- (2) 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養う。
- (3) 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養う。
- (4) 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う。
- (5) 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養う。
- (6) 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深める。
- (7) 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く。

2 学校給食の申込みについて

口座振替依頼書（ゆうちょ銀行においては自動払込申込書）の提出をもって、給食提供の意思表示があったものとして取扱います。

また、口座振替依頼書の提出のない方は、初回の給食喫食をもって意思表示があったものとみなします。

3 学校給食費の収納管理について

学校給食費の収納管理（請求及び納付情報の管理）は、各小中学校ではなく、越谷市教育委員会給食課にて行っています。そのため、学校給食費に関わるお問い合わせにつきましては、給食課が問い合わせ窓口となりますのでご注意ください。

4 学校給食費について

越谷市では、学校給食法に基づき、学校給食の提供に係る費用のうち食材費以外の経費（人件費、光熱水費、運搬費、学校給食センターの施設維持管理費等）を全て公費にてまかない、食材の材料費のみを学校給食費として保護者様に負担いただいております。（令和7年度からは学校給食費についても家庭への負担軽減のため、公費にて一部負担しています。）

学校給食費の一食あたりの費用は次のとおりです。

◆ 小学校

(日額)

	喫食方法	学校給食費	保護者負担額	公費負担額
①	完全喫食(主食・副食・牛乳)	280円	239円	41円
②	牛乳のみ	64円	58円	6円
③	主食のみ	62円	53円	9円
④	副食のみ	154円	128円	26円
⑤	牛乳なし(主食・副食のみ)	216円	181円	35円
⑥	主食なし(副食・牛乳のみ)	218円	186円	32円
⑦	副食なし(主食・牛乳のみ)	126円	111円	15円

※主食:ごはん 副食:おかず

(月額)

	喫食方法	学校給食費	保護者負担額	公費負担額
①	完全喫食(主食・副食・牛乳)	4,684	4,000円	684円
②	牛乳のみ	1,071	980円	91円
③	主食のみ	1,037	890円	147円
④	副食のみ	2,576	2,150円	426円
⑤	牛乳なし(主食・副食のみ)	3,613	3,030円	583円
⑥	主食なし(副食・牛乳のみ)	3,647	3,120円	527円
⑦	副食なし(主食・牛乳のみ)	2,108	1,860円	248円

◆ 中学校

(日額)

	喫食方法	学校給食費	保護者負担額	公費負担額
①	完全喫食(主食・副食・牛乳)	332円	289円	43円
②	牛乳のみ	75円	67円	8円
③	主食のみ	79円	67円	12円
④	副食のみ	178円	155円	23円
⑤	牛乳なし(主食・副食のみ)	257円	222円	35円
⑥	主食なし(副食・牛乳のみ)	253円	222円	31円
⑦	副食なし(主食・牛乳のみ)	154円	134円	20円

(月額)

	喫食方法	学校給食費	保護者負担額	公費負担額
①	完全喫食(主食・副食・牛乳)	5,553円	4,850円	703円
②	牛乳のみ	1,255円	1,130円	125円
③	主食のみ	1,321円	1,130円	191円
④	副食のみ	2,977円	2,600円	377円
⑤	牛乳なし(主食・副食のみ)	4,299円	3,720円	579円
⑥	主食なし(副食・牛乳のみ)	4,232円	3,720円	512円
⑦	副食なし(主食・牛乳のみ)	2,576円	2,250円	326円

5 納付方法・納期限について

納付方法は、原則として口座振替の利用をお願いします。なお、口座振替の登録内容は原則、次年度以降も継続いたしますので、年度替わりの進級時や市内の小学校から中学校への進学時のほか、年度途中で市内他校へ転校する場合も、改めてのお手続きは必要ありません。

例年、ほぼ全てのご家庭に口座振替をご利用いただいておりますが、諸事情により口座振替をご利用いただけない方については、納付月の中旬に納付書を送付しますので、金融機関窓口等で納期限までにご納付ください。ただし、クレジットカード払い、バーコード決済、電子マネー決済は利用いただけません。また、学校での現金払いもできません。

《本市公金取扱い金融機関一覧》R7.4月時点

- ・ 埼玉りそな銀行 ・ 群馬銀行 ・ 東和銀行 ・ 青木信用金庫 ・ 越谷市農業協同組合
- ・ みずほ銀行 ・ 足利銀行 ・ 栃木銀行 ・ 東京東信用金庫 ・ ゆうちょ銀行
- ・ 三菱UFJ銀行 ・ 常陽銀行 ・ 東日本銀行 ・ 足立成和信用金庫
- ・ 三井住友銀行 ・ 武蔵野銀行 ・ 埼玉縣信用金庫 ・ 城北信用金庫
- ・ りそな銀行 ・ 千葉銀行 ・ 川口信用金庫 ・ 中央労働金庫

※みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・常陽銀行は、口座振替のみの取扱いとなりますので、店舗窓口での納付書払いはできません。

《納期及び納期限》

学校給食費は、全10期別に分けてご納付いただきます。第1期～第9期までは喫食日数に関わらず固定額でご納付いただきます。第10期については、喫食数※に応じた精算を行い、年間の学校給食費と第1期から第9期までのご請求額との差額をご納付いただきます。

※令和7年度は小学生及び中学1・2年生は183日、中学3年生は177日を予定しております。

期別	対象月	納期限※ ¹
第1期※ ²	4・5月分	5月末日
第2期	6月分	6月末日
第3期	7月分	7月末日
第4期※ ²	8・9月分	9月末日
第5期	10月分	10月末日
第6期	11月分	11月末日
第7期	12月分	1月4日
第8期	1月分	1月末日
第9期	2月分	2月末日
第10期※ ³	3月分	3月末日

※¹ 各期、納期限の日に口座振替を実施します。

末尾が土日・祝日にあたる場合には翌営業日が納期限となります。

※² 第1期（4・5月分）のみ、2か月分の学校給食費のご請求となります。

第4期（8・9月分）は1か月分のみです。

※³ 第10期の請求額確定後に急な喫食が発生する際は、別途ご請求が生じる場合があります。

6 風邪その他の欠席や学級閉鎖の際の学校給食費について

4「学校給食費について」(P.1)で記載のとおり、学校給食費は学校給食の提供にかかる費用の一部（給食材料費）を、事業の受益者である保護者様にご負担いただくものです。本市では毎日約2万8,000人の給食を提供しており、その給食材料の調達には概ね2週間前には実施されております。そのため、給食材料の発注後に風邪、家庭都合での欠席となる場合のほか、インフルエンザなどの季節性の感染症の流行で学級閉鎖（学年閉鎖・学校閉鎖）となる場合でも学校給食費は返金されません。

7 納付額の通知

納付方法に関わらず年度当初に「学校給食費納付額決定通知書」を発送します。また、年度途中で給食費に変更が生じた場合は「学校給食費納付額変更通知書」を発送します。

なお、最終期となる第10期には年度内に生じた過誤納（2重納付による払い過ぎ等）や給食の提供内容変更に伴う学校給食費の変更による過不足額について精算を行い、「学校給食費納付額精算通知書」を発行します。

8 納付の確認ができない場合

口座振替が振替不能となった場合の再振替は実施しません。残高不足等の理由により納期限までに納付の確認ができない場合は、納期限の翌月末までに「督促状兼納付書」を発行しますので金融機関窓口等にて指定期日までにご納付ください。

また、納付書払いの方が納期限経過後に納付した場合、収納確認までに2週間程度を要しますので、督促状が行き違いで届く場合があります。

9 各種変更手続き

学校ではなく、給食課が担当窓口となります。次の(2)～(4)のお手続きは原則、インターネットまたは用紙でのお手続きとなります。お電話での受付はできませんが、手続き用紙が必要な方はお電話をください。

学校給食費は食事代ではなく、学校給食の提供にかかる経費の一部である給食材料費です。手続きを忘れてしまうと食材調達が進むため、結果的に給食を召し上がらなかったとしても食材調達がなされた時点で給食費はご納付いただくこととなりますのでご注意ください。また、日付を遡って受付することはできません。

なお、一度手続きをすると、その登録内容は原則、次年度以降も継続いたしますので、年度替わりの進級時や市内の小学校から中学校への進学時のほか、年度途中で市内他校へ転校する場合も、改めてのお手続きは必要ありません。

(1) 食物アレルギーその他の疾患により給食の提供内容を変更したい場合

越谷市学校給食食物アレルギー対応実施要領に基づき、給食内容を選択する場合、「学校給食食物アレルギー対応申請書」（様式5-1）の提出が必要です。学校を通じての申請となります。（インターネットからの申請はできません。）

また、他のアレルギー対応（資料提供、対応食等）を理由として申請する場合は、給食内容の記入をしていただくことで申請となります。

※「学校給食食物アレルギー対応申請書」の用紙は学校にて配布しています。申請は学校を経由しますので、申請から変更の適用まで2週間程かかりますのであらかじめご了承ください。

(2) 食物アレルギーその他の疾患により給食を喫食せずお弁当を持参する場合

越谷市学校給食食物アレルギー対応実施要領に基づき、学校給食の提供を受けず、自宅からお弁当を持参する場合、「学校給食 弁当持参届」の提出が必要です。下記のQRコード又は本市ホームページから手続きをお願いします。オンラインでの手続きが困難な方は給食課へ届出書をご要望ください。

なお、申請受理日から数えて6開庁日後からの反映となりますので、余裕をもってお手続きください。

《手続きはこちら》



(3) 上記(1)(2)以外の理由により給食提供の内容を変更したい場合

「信仰上の理由により主食（ごはん）のみの提供に変更したい」等、給食の提供内容を変更したい方は「越谷市学校給食提供内容変更届」の提出が必要です。

下記のQRコード又は本市ホームページから手続きをお願いします。オンラインでの手続きが困難な方は給食課へ届出書（規則第1号様式）をご要望ください。

なお、申請受理日から数えて6開庁日後からの反映となりますので、余裕をもってお手続きください。

《手続きはこちら》



※食物アレルギーによる個別対応希望の方はこの手続きではありません。上記(1)(2)をご覧ください。

(4) 給食提供を一時的に停止したい場合（一時的な停止を解除し再開したい場合）

入院・疾病等の理由により学校を長期間欠席する間、給食の提供を停止することができます。ご希望の場合は「越谷市学校給食提供停止（再開）届」の提出が必要です。

下記のQRコード又は本市ホームページから手続きをお願いします。オンラインでの手続きが困難な方は給食課へ届出書（規則第2号様式）をご要望ください。

なお、申請受理日から数えて6開庁日後からの反映となりますので、余裕をもってお手続きください。

《手続きはこちら》



(5) 振替口座を変更したい場合

振替口座を変更する場合は「口座振替依頼書」の再提出が必要になります。口座振替依頼書は紙での手続きのみとなり、インターネットからの手続きはできません。ご希望の際は給食課へお電話にてご要望ください。申込用紙をご自宅へ郵送します。

10 生活保護・就学援助・就学奨励費を受給の方

《生活保護受給者の方》

学校給食費は代理納付（生活保護費からの徴収）が原則となりますので、受給者の方が直接納付することはありません。

※生活保護の制度については生活福祉課（048-963-9162）へお問い合わせください。

《就学援助認定者・就学奨励費認定者の方》

就学援助・就学奨励は扶助制度のため、一旦、ご自身で納期限までにご納付ください。その後、援助費の支給日に指定口座に実費が振り込まれます。

※就学援助・就学奨励の制度については学務課（048-963-9281）へお問い合わせください。

11 関係例規

法令は e-Gov 法令検索、条例・規則は本市例規集にてご確認いただけます。

- ・ 学校給食法
- ・ 学校給食法施行令
- ・ 越谷市学校給食センター設置条例
- ・ 越谷市学校給食センター設置条例施行規則
- ・ 越谷市学校給食費の管理に関する規則

《e-Gov》



《例規集》



12 学校給食にかかる問合せ窓口

越谷市教育委員会 学校教育課給食課

048-963-9293（直通） 開庁時間（平日）8：30～17：15